

日本の文化財保護、アメリカの歴史保存

2007年7月中旬から11月中旬までの約4ヶ月間、フルブライト奨学金を得てアメリカの歴史的建造物の保存の理念と実践についての現地調査をおこないました。学生の頃から数えると日本の歴史的建造物の保存に興味を持って10年以上がたちますが、国宝を頂点とした文化財としての保存と、近年ブームにもなっている古い建物のリノベーションといった普通の建物としての保存の間の隔たりが年々大きくなっているように感じられます。果たして良くも悪くも戦後の日本社会のモデルとなってきたアメリカ社会では、どのように歴史的建造物の保存がおこなわれているのだろうか？ そうした疑問が調査をする動機となりました。

調査の結果、まずわかったことは、日本の文化財という考え方意外にもアメリカの影響を強く受けていることです。文化財を法的に定めている文化財保護法は、昭和25年GHQの指導下でつくられたもので、その際に歴史資料をランク付けして貴重なものを重点的に保護するという、文化財の根幹をなす考え方方が決められました。これは文化政策では国家の関与を限定させるアメリカの考え方を強く反映したもので、また文化財という言葉自体も戦前にはなかったもので、法律をつくる際にGHQが文化財の意味で用いていたCultural Resourceを翻訳して用いたものと思われます。

一方、アメリカでは建物や遺跡など土地に根差した文化財と、工芸品や遺物など保管が可能な文化財が法的にも分野としても明確に区別されていて、前者が歴史保存（Historic Preservation）と呼ばれています。その根拠となる歴史保存法は、第二次世界大戦後の急速な都市再開発や道路網の整備によって多くの歴史的建造物や遺跡・景観が失われていくことを憂慮した関係者の働きかけによって1966年に起草されました。その大きな特徴は、歴史保存の考え方を、それまで日本と同じように国家的重要性が高く貴重なものを重点的に保護の対象としていたものから、公共の福祉にあたるものとして現代社会の活動の中で普遍的に保護の対象とするものに転換した点にあります。歴史保存を社会の一部としておこなっていこうとする場合、やはり最大の課題は、歴史



オフィスビル開発にともなって保存活用された
ワシントンDCの歴史的な町並み

保存の対象物が歴史的な価値のみならず、それらを資産として持つ所有者にとっての価値や、環境として享受する人々にとっての価値など、社会的に多角的な価値を有していることであって、その活用方法は一概に規定できるものではなく歴史保存の関係者にとって頭の痛い問題のようです。

そうした中でどのように歴史保存の活用がおこなわれているかといえば、活用に対する関係者の様々な主張を踏まえた妥協策をさぐることが最も重視されていて、行政に設置された歴史保存の評議会などでそうした議論が日常的におこなわれています。したがって市中にみられる保存活用の事例は、内部も含めて歴史的な価値を丁寧に保存したものから外部をおざなりに保存しただけのものまで実に様々で、アメリカでも賛否両論のあるところです。しかし、いずれにしても歴史保存が関与する事業が相当な量であることは確かで、行政や非営利団体のみならず都市開発ディベロッパーや設計事務所などを含め、歴史保存が社会広範に広がる業界のひとつとして成立していることは注目に値するでしょう。こうした状況は、歴史保存の分野がそれらの保存活用において歴史的価値の保存に軸を置きながらも、それらが有する世俗的な価値の調整をはかる責任者として能動的に関与していくことで成立しているといえそうです。

米国の歴史保存の発展は日本の埋蔵文化財行政の発展と似たところがありますが違いも大きく、日米の現代社会をみる上で興味深いものがありました。また歴史保存という考え方には、奇しくも現在進行中の特別史跡平城宮跡の国営公園化の発想と相通じるものがあり、日本の文化財分野が早急に検討すべき課題を含んでいるように強く感じています。

（都城発掘調査部 金井 健）